

被災者生活再建支援制度に関する検討結果報告

平成30年7月
全国知事会危機管理・防災特別委員会

目 次

I	はじめに	1
II	被災者生活再建支援制度に関する課題の検討	2
1	被災者生活再建支援制度の課題	2
2	被災者生活再建支援制度の課題検討	4
3	被災者生活再建支援制度の見直しに関する検討結果	6
III	被災者生活再建支援基金に関する課題の検討	8
1	被災者生活再建支援基金の現状	8
2	創設当時の基金の考え方と追加拠出の検討	8
3	支給実績等	9
4	自然災害の発生状況等	10
5	必要額のシミュレーション	11
6	被災者生活再建支援制度の追加拠出に関する検討結果	12
IV	検討過程	13
V	参考	14
1	被災者生活再建支援制度の支障事例（5月照会）	14
2	被災者生活再建支援制度に関する調査結果（6月照会）	25
3	被災者生活再建支援制度の変遷	28
4	被災者生活再建支援制度に係る支給実績	29
5	自然災害の災害状況	34
6	必要額のシミュレーション	36

I はじめに

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法が平成10年5月に成立し、適用が開始された平成11年から今年で20年目を迎える。これまで、平成16年、平成19年に大幅な法改正があり、概ね現行制度に至っている。

この10年の間、平成23年に東日本大震災、平成28年に熊本地震が発生し、また近年大規模な風水害が発生するなど、大規模災害による被害が続いており、当制度により被災者の生活再建への支援が行われているが、当制度において支障となった事例が出てきており、その対応を検討する必要がある。

一方で、当制度が運用する被災者生活再建支援基金は、平成29年度末での残高見込みが473億円となっており、また熊本地震等への支払いが継続していることから、平成30年度末には317億円、平成31年度末には205億円となる見込みとなっており、その対応を検討する必要がある。

これらの課題に対応するため、各都道府県への照会及び担当者会議の開催を通じて検討を行ったので、その結果を報告する。

検討課題

○被災者生活再建支援制度に関する課題

課 題	内 容 等
超大規模災害時の対応	超大規模災害が発生した場合を想定した対応の検討
支給対象	大規模半壊までを対象とする現行制度から支給対象の拡大の検討
災害規模	同一の災害による被災にもかかわらず適用対象外となる場合への検討
支給限度額	生活再建につながる支給額の検討

○被災者生活再建支援基金に関する課題

課 題	内 容 等
拠出額	基金残高減少に伴う追加拠出の検討
各都道府県の拠出割合	基金への拠出割合の検討

Ⅱ 被災者生活再建支援制度に関する課題の検討

1 被災者生活再建支援制度の課題

(1) 被災者生活再建支援制度の改正

被災者生活再建支援制度は、創設以降制度の対象となる自然災害が順次拡大されてきた。また、当初は全壊世帯等を対象に家財道具、引越し代に限られていた対象経費が平成16年改正で大規模半壊世帯まで広げられ、住宅の解体撤去費、ローン利子等の居住関係経費にまで拡大された。しかし、居住関係経費の利用率が低かったことなどから、平成19年改正で、用途を限定した上で必要額を積み上げる方式から、住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊等）や住宅の再建に応じて支給される加算支援金が支給される見直しが行われた。併せて、年齢・年収要件が撤廃された。

(2) 東日本大震災における対応

東日本大震災は、岩手県、宮城県、福島県を中心に甚大な被害をもたらした。全壊12万戸を超えた。被災者生活再建支援制度については、この甚大な被害に鑑み、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（東日本大震災財特法）」により、東日本大震災に限り、国の補助率を80%に引き上げる特例措置が講じられ、平成23年度第一次補正予算（500億円）に続き、第二次補正予算（300億円）により必要な財政措置が行われた。また、都道府県の拠出金についても、特別交付税措置が行われた。こうして、被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、被災した世帯の生活の再建への支援が確実に行われることになった。

(3) 被災者生活再建支援制度における現状

被災者生活再建支援制度は、平成23年の東日本大震災を除き、平成19年度以降概ね現行制度の中で運用されているが、被害の実態との間で歪みが生じている事例が見られる。

①熊本地震

東日本大震災を除き平成19年以降で住家に最大の被害をもたらした熊本地震については、罹災証明の発行状況（平成30年5月11日時点）から見ると、全壊12,540世帯、大規模半壊12,371世帯、半壊55,563世帯、一部損壊132,094世帯となっており、半壊・一部損壊の世帯となる約18万世帯は支給対象外となっている。また、一部損壊といえども、被災住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯があり、住家の被害程度だけで支援の必要度を判断することが困難な場合もある。なお、災害救助法には、応急修理の制度があり、半壊世帯を対象（大規模半壊も対象）に1世帯あたり54万7千円を限度に支給される。（ただし、被災者生活再建支援制度とは異なり、収入・年齢要件がある。）

②風水害（平成 27 年関東・東北豪雨等）

風水害については、平成 19 年以降で最も支給世帯が多かった平成 27 年関東・東北豪雨では、全壊 81 棟、半壊 7,090 棟、一部損壊 384 棟、床上浸水 2,523 棟、床下浸水 23,259 棟の被害（内閣府「平成 30 年防災白書」、消防庁報告「平成 27 年台風第 18 号による大雨等に係る被害状況等について（第 40 報）」）が発生している。この災害に関しては、被災者生活再建支援制度からは、現在全壊 75 世帯、解体 361 世帯、大規模半壊 1,596 の計 2,031 世帯に支給されている。被災棟数イコール被災世帯数ではないことに留意する必要があるものの、半壊した住家数から見ると、支給対象となった世帯数は 3 分の 1 以下ないしは 4 分の 1 以下と考えられる。次に支給世帯の多かった平成 23 年台風 12 号や平成 28 年台風 10 号の被害状況と被災者生活再建支援制度の支給状況から、平成 27 年関東・東北豪雨と同様に、半壊した住家数から見ると、支給対象となった世帯数は 3 分の 1 以下ないしは 4 分の 1 以下と考えられる。

この 3 つの風水害からは、半壊の一部は解体、大規模半壊と認定されて支給対象となっているが、その他多くの被災した住家はこの制度による支援の対象となっていない。

さらに、平成 27 年関東・東北豪雨において最も被害の大きかった茨城県では、常総市（全壊 53 棟、大規模半壊 1,591 棟、茨城県「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨よる本県の被害状況について」）、境町（大規模半壊 130 棟）は被災者生活再建支援法が適用されたが、結城市（大規模半壊 6 棟）、下妻市（全壊 1 棟）、筑西市（大規模半壊 68 棟）は適用外となっている。同様に平成 23 年台風 12 号において、和歌山県は全域で適用されたが、三重県では熊野市、紀宝町が適用となったものの、全壊した住家のあった津市、大台町が適用外となっている。このように、同一の災害にもかかわらず、災害規模の要件の違いにより、適用されない場合がある。

平成 27 年関東・東北豪雨					
住家被害	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
	81 棟	7,090 棟	384 棟	2,523 棟	23,259 棟
支給状況	全壊	解体	大規模半壊	長期避難	計
	75 世帯	361 世帯	1,596 世帯	—	2,031 世帯
平成 23 年台風 12 号					
住家被害	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
	380 棟	3,159 棟	466 棟	5,499 棟	16,592 棟
支給状況	全壊	解体	大規模半壊	長期避難	計
	347 世帯	222 世帯	525 世帯	116 世帯	1,210 世帯
平成 27 年台風 10 号					
住家被害	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
	518 棟	2,281 棟	1,174 棟	279 棟	1,752 棟
支給状況	全壊	解体	大規模半壊	長期避難	計
	502 世帯	65 世帯	535 世帯	—	1,102 世帯

※出典

(平成 23 年台風 12 号) 消防庁報告「平成 23 年台風第 12 号による被害状況及び消防機関の活動状況等について (最終報)」

※内閣府「平成 30 年防災白書」では全壊 379 棟、は床上浸水 5,500 棟
(平成 27 年台風 10 号) (内閣府「平成 30 年防災白書」、消防庁報告「平成 28 年台風第 12 号による被害状況等について (第 48 報)」)

③被災者生活再建支援法関連調査報告書

平成 27 年から平成 28 年に発生した災害において被災者生活再建支援金を受給した世帯に対してアンケート調査した結果をまとめた「平成 28 年度被災者生活再建支援法関連調査報告書」(内閣府)によると、住宅の「建設・購入」、「補修」に必要な費用について、いずれの費目についても無回答を除くと「0」円の割合が最も高いが、費目毎にそれ以外の金額についてみると、住宅の建設・購入費は「1,000 万円～2,000 万円」の割合が 9.5%と高く、次いで、「2,000 万円～3,000 万円 (6.3%)」となっている。また、住宅の補修費は「100 万円～300 万円」が 12.1%と高く、次いで、「300 万円～500 万円 (9.5%)」となっている。さらに、住宅の解体・がれき撤去・整地費は「100 万円～300 万円」の割合が 8.7%と高い。このように、住宅の再建・購入等に関して、被災者にとって多額の支出を要している状況にある。

(このアンケートでは、「住宅の建設・購入」、「住宅の補修費」、「住宅の解体・がれき撤去・整地費」、「賃貸住宅等に関する初期費用」、「土地に関連した経費」の各項目にそれぞれ回答を求めており、世帯毎に見た場合、再建に必要な額が「0円」であることを意味しないことに留意が必要である

④被災者生活再建支援制度に係る調査結果

今回の検討にあたって、各都道府県からは支障事例として、被災者生活再建支援法が適用された大規模な災害であっても、支援金の対象となる世帯がゼロ又はごく僅かであり、やむを得ず地方単独の補助金による対応を実施した事例、また、支援金の対象とならない半壊世帯から被害認定調査に対する不服申し立てが数多く発生した事例などが挙げられており、法の適用と支援金支給対象の間に制度上の歪みがあるとの意見が多く出された。

2 被災者生活再建支援制度の課題検討

上記の「被災者生活再建支援制度の課題」を整理すると、1(2)から見えてきた課題は、超大規模災害の発生時には、都道府県の互助精神で対応するには限界がある。特に、南海トラフ地震・首都直下地震等の発生が危惧される中で、超大規模災害が発生した場合を想定した対応を検討する必要がある。

1(3)から見えてきた課題は、大規模半壊までを対象とする現行制度において、多数の半壊した住家等が発生しているにもかかわらず、現行では支給対象外となっており、被災者の迅速な生活再建に結び付いていない可能性がある。

また、同一の災害による被災にもかかわらず、災害規模の要件が当てはまるかどうかにより、適用対象外となり、被災者間に不均衡が生じている。さらに、住宅の再建には多額の支出を要するが、現行の支給額では不十分の可能性がある。

これらの課題に対して、制度の見直しを検討する必要がある一方で、その見直しにより財政負担が生じるため、被災者の生活再建と財政負担のバランスをとる必要がある。また、住家の被害を抑制するためには住宅の耐震化が必要であり、被災しても迅速な再建につなげるためには地震保険等の加入も必要であることから、これらの自助の取組と共助・公助のバランスを考慮する必要がある。

【支障事例と課題】

(1) 超大規模災害時の対応	
事例	平成23年に東日本大震災が発生した際は、国による特別な措置により、被災者生活再建支援金の支給に必要な資金が確保された。
課題	超大規模災害の発生時には、都道府県の互助精神で対応するには限界があり、特に、南海トラフ地震・首都直下地震等の発生が危惧される中、超大規模災害が発生した場合を想定した対応を検討する必要がある。
(2) 災害規模	
事例	風水害の事例から、同一の風水害にもかかわらず、災害規模の要件の違いにより、制度が適用されない市町村がある。
課題	同一の災害による被災にもかかわらず、災害規模の要件が当てはまるかどうかにより、適用対象外となり、被災者間に不均衡が生じている。
(3) 支給対象	
事例	平成19年度以降、東日本大震災を除くと、住家に最大の被害をもたらした熊本地震では、約18万世帯に上る半壊・一部損壊世帯が支給対象外となっている。また、平成27年関東・東北豪雨をはじめ、支給世帯が多かった風水害では、半壊の住家の多くが、解体、大規模半壊との認定にはならず、支給の対象とはなっていない。
課題	大規模半壊までを対象とする現行制度においては、多数の半壊した住家等が発生しているにもかかわらず、支給対象外となっており、被災者の迅速な生活再建に結び付いていない可能性がある。
(4) 支給限度額	
事例	被災者生活再建支援金を受給した世帯に対してアンケート調査した結果からは、住宅の建設・購入、補修費に多額の費用を要していると考えられる。
課題	住宅の再建には多額の支出を要するが、現行の支給額では不十分といえる可能性がある。

3 被災者生活再建支援制度の見直しに関する検討結果

○多数の都道府県から提案があり、これまでも定期要望で要望している事項であることから、

- ・大規模災害発生時は、特別の国の負担により対応することを求める。
- ・一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。

○支給対象については、支障事例から明らかになった制度と実態の歪みを解消するため、拡大する方向で検討する。一方で、相互扶助としての各自治体の負担規模に留意しつつ、また、自助、共助、公助のバランス（地震保険への加入や住宅の耐震化といった自助の阻害にならないかどうか、バラマキ支給にならないかどうか、法が謳う「生活基盤に著しい被害」に対する公助の支援として対象範囲はどこまでが妥当か）を考慮することが求められる。

そのために、ワーキンググループを設置し、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて検討を進める。

○現行の支給額は、被災者が住宅再建を行うために必要な支給額であると考えられることから、支給限度額は現行どおりとする。

検討結果の考え方

（1）超大規模災害時の対応・災害規模

被災者生活再建支援制度に係る調査結果から多数の都道府県から提案があり、これまでも定期要望で要望している事項であることから、大規模災害発生時は、特別の国の負担により対応することを求める。また、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。

（2）支給対象

被災者生活再建支援法が適用される災害であるものの、支援金の対象とならない多くの支障事例を改善し、制度と実態の歪みを解消することを、第一の論点とすべきであると考ええる。その上で、自助、共助、公助のバランス、相互扶助としての各自治体の負担規模に留意し、支給対象を検討する必要がある。

なお、拡大の範囲について、こうしたバランスを考慮した場合、必要最小限の「半壊」まで拡大することが目処となる。一部損壊については、損害割合が極めて低い場合があるなど住家の損害が甚だしいとは必ずしもい

えない。また、例えば支給要件として修繕費用等の実費を基準に判断するとした場合、その実費の妥当性を1件ずつ判断することは困難であると考ええる。

(3) ワーキンググループの設置

支給対象を議論するワーキンググループを設置し、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて検討を進め、11月の知事会議を目処に報告する。

(4) 支給限度額

支援金は、見舞金的なものであるものの、被災者の住宅再建を目的とするものとして一定定着してきたものであり、これまでの改正経緯をふまえると支給限度額を引き上げる根拠はなく、必要な支給額と考える。

Ⅲ 被災者生活再建支援基金に関する課題の検討

1 基金への拠出と基金残高

(1) 基金残高

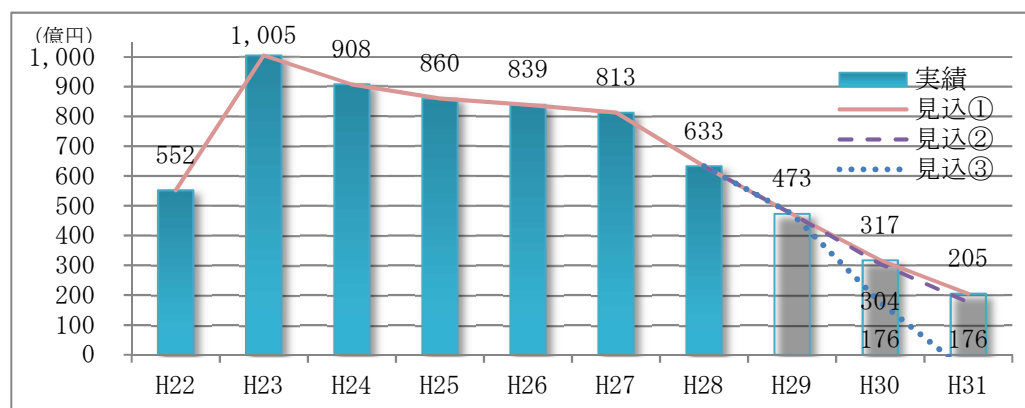
被災者生活再建支援制度は阪神・淡路大震災を機に創設され、都道府県の相互扶助により基金を設け、これまで各都道府県が基金に3回拠出を行ってきた。

※平成11年:300億円 平成16年:300億円 平成23年:880億円
※平成11年度、16年度の国の財政措置は、起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%
※平成23年度の国の財政措置は、必要額880億円のうち、不足額342億円については100%の特別交付税措置、538億円の一般災害用積み戻しについては95%の特別交付税措置、残り5%についても起債可能

基金の平成29年度末での残高見込みは473億円で、熊本地震等への支払いが継続していることから、平成30年度末には317億円、平成31年度末には205億円となる見込みである。

※仮に、熊本地震クラスの災害が現時点で発生した場合には、平成31年度末には基金の枯渇が見込まれる。

【被災者生活再建支援基金残高見込】



見込①：平成30年度予算策定時想定

見込②：見込①+平成30年に中越沖地震同等の災害が発生した場合
(1年目26億円、2年目32億円、3年目7億円)

見込③：見込①+平成30年に熊本地震同等の災害が発生した場合
(1年目283億円、2年目246億円、3年目191億円)

(2) 創設当時の基金の考え方と追加拠出の検討

創設当時、年間所要額を基金の運用益で確保するため、600億円(H11:300億円、H16:300億円)拠出することになった。

[年間所要額]

(1) 過去30年間の発生状況からみた平均的な年間所要額

(2) 大規模地震災害に対処するための年間所要額

※年利2%で運用

平成 22 年度に今後の基金減少等の課題対応を検討した全国知事会災害対策特別委員会「被災者生活再建支援基金に関する検討結果報告」(平成 22 年 7 月)で、「基金残高が 300 億円になるまで取り崩して支援金の支給を行い、300 億円を下回った時点で追加拠出について判断する。拠出方法については、基金創設の経緯を踏まえ当初の基金規模(600 億円)の回復を目指し、300 億円を一括拠出することを基本とする。」とされたことから、追加拠出について検討する。

2 支給実績等

(1) 制度の見直し

現行制度は、創設当時から支給対象の拡大等の見直しが図られたことから、一災害あたりの支給額が増加する傾向にある。また、当初は運用益で支援金を支給していたが、現在は基金を取り崩して支給している。

[見直し内容]

- (1) 対象とする自然災害の要件拡大
- (2) 対象となる被災世帯の拡大 (※大規模半壊も対象)
- (3) 支給額の拡大 (※100 万円→300 万円)
- (4) 支給方式の見直し (※用途を限定した上で実費積み上げ方式→用途を限定しない定額渡し切り方式)
- (5) 収入要件・年齢要件の廃止

(2) 支給実績と支給見込額

制度創設以降、約 4,353 億円が支給されており、概ね現行制度になった平成 19 年以降に限ると約 4,212 億円支給されている。

そのうち、基金は約 1,131 億円を負担し、平成 19 年以降に限ると約 1,061 億負担している。

平成 19 年以降の実績から、東日本大震災を除くと、支給額は約 729 億円、基金負担は 365 億円となる。

【基金の支給実績】

	世帯数 (世帯)	支給額 (億円)	基金負担 (億円)
全支給実績	258,802	4,353	1,131
うち平成 19 年以降	245,457	4,212	1,061
(東日本大震災を除く)	47,329	729	365

※東日本大震災、熊本地震等は、現在も支給継続中。

さらに、概ね現行制度になった平成 19 年以降に発生した自然災害の支給済額に、支払継続中の東日本大震災、熊本地震等支給見込額を加えると、支給額計は 5,119 億円、基金負担計は 1,348 億円になる。

東日本大震災を除くと、支給額は約 1,081 億円、基金負担は 541 億円となる。

【支給額（平成 19 年以降に発生した自然災害に支払見込額を加えたもの）】

		平成 19 年以降 (億円)	東日本大震災を除く (億円)
支給済額	支給額	4,212	729
	基金負担	1,061	365
見込額	支給額	907	352
	基金負担	287	176
計	支給額	5,119	1,081
	基金負担	1,348	541

※見込額は、平成 30 年度予算ベース（被災者生活再建支援基金部）。
 ※平成 19 年に発生した能登半島地震及び新潟県中越沖地震は、法改正前の制度に基づく支給分がある。

3 自然災害の発生状況等

(1) 過去 50 年の自然災害の被害発生状況

過去 50 年（1962 年～2016 年）における災害による被害の発生状況から、全壊が約 29 万棟、半壊が約 56 万棟になる。

阪神・淡路大震災、東日本大震災を除くと全壊が約 6 万棟、半壊が約 20 万棟になる。

【過去 50 年の自然災害の被害発生状況】

	被害戸数（棟）	
	全壊	半壊
50 年計	285,531	564,559
うち 1995、2011 年を除く計	55,921	198,539

※出典：地方財政要覧（地方財政制度研究会編 平成 29 年）
 1991 年、1992 年は雲仙岳災害に係る推計値を含む。
 ※平成 28 年分は地方防災行政の現況（平成 29 年度）による。

(2) 明治三陸沖地震以降の大規模地震災害の発生状況

基金の創設時から大規模災害のシミュレーションでは、明治三陸沖地震（1896 年）以降の全壊 1 万戸以上の災害を対象にしており、関東大震災、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を除く 5 災害を合計すると、全壊が 10 万棟、半壊が 7 万棟となる。（東日本大震災は、関東大震災、阪神・淡路大震災と同様の超大規模災害とするものとして除外。）

【大規模災害】

	発生年月日	地震名	被害戸数（棟）		除外
			全壊	半壊	
①	1896. 6. 15	明治三陸沖地震	10,000		
②	1923. 9. 1	関東大震災	321,000	102,000	除外
③	1927. 3. 7	北丹後地震	12,584		
④	1944. 12. 7	東南海地震	20,740	36,520	
⑤	1946. 12. 21	南海地震	15,640	23,487	
⑥	1948. 6. 28	福井地震	40,035	11,816	
⑦	1995. 1. 17	阪神・淡路大震災	104,906	144,274	除外
⑧	2011. 3. 11	東日本大震災	121,768	280,160	除外
計			646,673	598,257	
5 災害計			98,999	71,823	
5 災害の平均			19,800	14,365	

※出典：理科年表（平成 21 年）、東日本大震災は消防庁報告。

留意点

- 被災者生活再建支援制度の支援対象は、建物単位ではなく世帯単位であるため、数世帯が同一家屋に同居している場合や集合住宅が全壊した場合には、支給対象は増加する。熊本地震を例に棟と世帯との関係を算出すると、
 - 世帯変換率 $\frac{\text{り災証明書全壊 } 12,492 \text{ 世帯}}{\text{消防庁報告全壊 } 8,688 \text{ 棟}} = 1.4 \text{ 倍}$
- 単数世帯が支給を受ける前に亡くなられた場合もしくは世帯の全員が亡くなられた場合は支給の対象外となる。
- データの連続性を重視して出典を同一にしたため、被害の数値が他の報告データと一致しないものがある。

4 必要額

（1）支給実績によるシミュレーション（平成 19 年度以降の支給実績）

大規模災害にあたる東日本大震災を除いた支給実績により算出すると、年 50 億円が必要となる。

（2）災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去 50 年間（1967 年～2016 年）の災害発生状況と、大規模災害の発生も考慮すべきことから明治三陸沖地震（1896 年）以降の大規模地震災害の発生状況を踏まえて算出すると、年 60 億円が必要となる。

※なお、詳細については、「Ⅳ 資料」に記載している。

6 被災者生活再建支援制度の追加拠出に関する検討結果

- 東日本大震災や熊本地震などの被災者への支援金の支払いが継続していることにより、基金残高が僅少となっていることから、実績や試算を踏まえて、(現行制度を前提とした場合)基金規模 600 億円をめざし 400 億円を追加拠出する必要がある。
- 特段に変更を要する状況変化等もみられないことから、拠出割合は現行どおりとする。

検討結果の考え方

(1) 拠出額

全国知事会では、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は国に特別の負担により対応することを求めているため、追加拠出検討にあたっては大規模災害を除く。

その上で、平成 19 年以降支給実績(東日本大震災を除く)や、過去 50 年間(平成 7 年、23 年を除く)及び大規模災害(5 災害平均)の平均の支給推計からは年 50 億円～60 億円が必要となり、算定の上では高い必要額となる 60 億円とする。

行政としての基金の性格上、10 年先を見据えた運用が必要(災害復旧事業債の財政融資資金地方資金の償還期限が 10 年間、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」で定める「復興期間」が 10 年間)であることから、基金の規模として 600 億円が必要で、31 年度末に 200 億円になる見込みであるため、400 億円追加拠出する必要がある。

なお、一度の災害発生で、基金が大幅に減少する可能性があることから、基金残高が一定減少した場合には再度追加拠出を検討する必要がある。

また、今回の拠出にあたっては、少なくとも平成 11 年度、16 年度の拠出時と同等の財政措置がなされることを国に要望する。

*起債充当率 100%、償還に対する交付税措置 80%
*地方財政措置が講じられない場合は、改めて協議を行う。

※東日本大震災や熊本地震などの被災者への支援金の支払いが継続していることにより、基金残高が僅少となっていることから、現行制度を前提とした追加拠出は必ず行う必要がある。また、支給対象及び支給限度額を見直す場合は、それに応じてさらなる追加拠出について検討・整理する必要がある。

(2) 各都道府県の拠出割合

特段に変更を要する状況変化等はみられないため、拠出割合は現行どおりとする。

- ①拠出額の 80%に相当する額を直近の国勢調査に基づく世帯割により案分。
- ②拠出額の 20%に相当する額を均等割により案分。

IV 検討過程

○被災者生活再建支援制度に係る調査（5月）	
◇被災者生活再建支援制度のあり方について 被災者生活再建支援制度の支障事例及び見直し提案に関する意見照会	
◇被災者生活再建支援基金への追加拠出について 追加拠出額、都道府県の拠出割合に関する意見照会	
○被災者生活再建支援制度担当者会議（6月）	
◇被災者生活再建支援制度のあり方について ◇被災者生活再建支援基金への追加拠出について 「被災者生活再建支援制度に係る調査」の結果を踏まえた意見交換	
○被災者生活再建支援制度に係る調査【再照会】（6月）	
◇被災者生活再建支援制度の見直しについて ◇被災者生活再建支援基金への追加拠出について 「被災者生活再建支援制度担当者会議」の結果を踏まえて調整案に関する意見照会	

V 参考

1 被災者生活再建支援制度の支障事例（5月照会）

被災者生活再建支援制度のあり方を検討にするあたり、各都道府県に照会し
まとめたところ、近年の災害等において支障となった事例として、以下のとお
り 35 都道府県 44 事例があった。（なお、11 県は支障事例がなかった。）

（1）災害の種類

毎年、自然災害として台風等は発生することから、②台風・豪雨 27 件
となった。次に、東日本大震災の影響で①地震・津波が9件となった。

①地震・津波	②台風・豪雨	③竜巻・突風	④その他
9	27	5	3

「④その他」の意見

- ・高波
- ・雪害
- ・噴火

（2）支障内容（複数に該当する場合あり）

同一の災害であるにも関わらず、災害規模により適用対象外となる市町
村があるなどの①災害規模要件に関するものが32件となった。次に、災害
によって多数発生する半壊等が対象外であるなどの②支給対象に関するも
のが20件となった。

①災害規模要件	②支給対象	③支給限度額	④その他
32	20	2	2

「④その他」の意見

- ・申請に関する事項
- ・宅地被害の復旧費用

（3）対応策（複数に該当する場合あり）

制度の対象とならない被災世帯を支援するための①独自制度の創設が35
件となった。次に、②国に要望したが4件、③その他のうち義援金を活用し
た例が3件となった。

①独自制度(※1)	②国要望	③その他	④対応なし(※2)
35	4	5	3

(※1) 復興基金活用による制度創設含む

(※2) 検討中は対応なしに含めている

「③その他」の意見

- ・申請に関する支援
- ・義援金の活用

(2) 被災者生活再建支援制度の見直し提案（複数回答あり）

上記（1）を踏まえて、制度の見直し提案は以下のとおりでした。

①災害規模要件に関する項目が35都府県、②支給対象要件に関する項目が21府県ありました。一方で、5県は現行制度の継続と回答がありました。（なお、2県は未記載でした。）

①災害規模要件	②支給対象要件	③支給限度額	④その他	⑤現行制度を継続
35	21	5	7	5

「④その他」の意見

- ・国庫補助率の引き上げ
- ・大規模災害時の国の特別な対応
- ・迅速かつ短期間で実施し終える制度内容の検討
- ・当面現行制度の継続はやむを得ないが引き続き課題検討が必要
- ・制度が適用されない被害への財政支援措置等
- ・県独自制度への財政支援

<支障事例一覧>

	都道府県	発 生 年	災 害 名 等
1	北海道	平成 28 年	平成 28 年台風第 10 号による災害
	支障事例	1都道府県辺り100世帯以上の住宅被害が発生していること等の適用要件が定められているほか、住宅半壊世帯は対象とならないなど支給範囲が限られている。	
	対 応 策	大雨被害等を受けた全ての地域を支援の対象とするとともに、床上浸水などの被害実態を踏まえ、半壊世帯についても国の特別の負担による支援の対象とするよう、北海道東北地方知事会と連携し、国に対し要望を行った。	
2	青森県	平成 23 年	東日本大震災津波
	支障事例	全壊の場合、支援額の上限は 300 万円であるが、住宅建設費が上昇していることもあり、住宅再建には不十分なものとなっている。復興基金を財源に、市町村と共同で、最大 100 万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等に補助する「生活再建住宅支援事業」を実施。	
	対 応 策	復興基金を財源に、市町村と共同で、最大 100 万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等に補助する「生活再建住宅支援事業」を実施。	
3	青森県②	平成 25 年	平成 25 年大雨洪水災害
	支障事例	災害救助法が適用されるほどの災害であったにもかかわらず、被災者生活再建支援法が適用されなかった。	
	対 応 策	当該災害による被災世帯に対し、市町村が支援金の支給を行う場合に要する経費に対して県が補助を実施。 全壊、大規模半壊世帯に対して法に準じた支援を行うとともに、同法が対象としていない半壊、床上浸水世帯にも支援金を支給。	
4	青森県③	平成 28 年	平成 28 年台風第 10 号災害
	支障事例	被災者生活再建支援法が全県を対象に適用されたものの、同法が対象としていない半壊、床上浸水被害が多数発生した。	
	対 応 策	半壊、床上浸水世帯に対し、市町村が支援金の支給を行う場合に要する経費に対して県が補助を実施。	
5	宮城県	平成 23 年	東日本大震災
	支障事例	申請期間の再延長の可否を判断する上で必要となる、未申請世帯の確認や未申請世帯における申請意思有無の状況把握。 事務の手引き(Q&A)では網羅されていない、個別案件の対応(公営住宅入居者の加算支援金の取扱など)。	
	対 応 策	四半期毎に県内市町村から、県独自で、被災区分毎の内訳を含めた報告を求め、基礎支援金及び加算支援金の未申請世帯数の把握に努めた。また、未申請世帯については、市町村の対応状況を記載のうえリスト化し、現況の詳細な把握に努めた。 更に、復興担当部局の協力を得て、県外避難世帯に対しては、県外避難者向けの広報誌に本制度を掲載するなど、周知を図るとともに、首都圏を中心に県外避難者支援員等(非常勤職員)による戸別訪問を行い、申請勧奨を行った。 (財)都道府県会館(センター)から、適宜、指導・助言を受け、質疑の内容を県独自に Q&A として取りまとめている。	

	都道府県	発生年	災害名等
6	山形県	平成 26 年	平成 26 年台風 8 号接近に伴う大雨による災害
	支障事例	被災者再建支援法に定める自然災害に該当し、同法が適用となったが、多数発生した半壊世帯等には対応できなかった。住民の生活の安定と速やかな復興に資するためには、半壊世帯等に対する救済策が必要と考えられる。	
	対応策	「山形県災害見舞金」により対応した。	
7	福島県①	平成 23 年	東日本大震災
	支障事例	被災者生活再建支援制度では、支援金の上限額が 300 万円であること及び住宅が全壊や大規模半壊に至らない場合には対象外となっていることなどから、特に低所得者層において、住宅再建を図るためには、十分とは言えない状況にある。	
	対応策	—	
8	福島県②	(想定)	(想定)
	支障事例	全壊等の住家被害が、支給基準世帯数に満たない災害であっても、被災者は生活基盤に著しい被害を受けることが想定される。	
	対応策	本県独自に被災者住宅再建支援制度を創設し、当制度が適用されない規模数の住家被害が生じた場合で、当制度と同額の支援金を被災者に支給した市町村に対して、補助金を交付することとしている。	
9	茨城県	平成 27 年	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害
	支障事例	当該災害では、複数市町村に被害が発生したものの、被災者生活再建支援法(以下「法」)の適用要件を満たしたのは2市町(常総市、境町)のみであり、それ以外の市町村(古河市、結城市、下妻市、筑西市、つくばみらい市)に居住する被災者は同一災害での被害にも関わらず、法による支援の対象外となった。 また、法による支援の対象とならない半壊世帯に関しても、補修等の費用が発生するため、支援を行うよう要望が寄せられた。	
	対応策	〃県独自の被災者生活再建支援制度を創設し、法が適用されない市町村の被災者に対し、法と同等の金額を支給した。 また、半壊世帯に対しては、上限 25 万円を支給した。 (費用は県と市町村で負担)	
10	栃木県	平成 24 年	平成 24 年 5 月 6 日竜巻災害
	支障事例	現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっていることから、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じた。	
	対応策	県において独自支援制度を設け、適用とならなかった地域の世帯に対して支援金の支給を行った。	
11	群馬県	平成 25 年	平成 25 年 9 月 2 日に発生した突風災害
	支障事例	同災害では、埼玉県越谷市で 30 世帯の全壊が生じ、国の被災者生活再建支援制度(以下、国制度)が適用されましたが、隣接する埼玉県松伏町では 1 世帯の全壊のみだったため国制度が適用されませんでした。同災害において本県の被害は確認されていませんが、この事例と同様に、主として他県で起こった災害で隣接する本県市町村が被災する可能性は考えられ、国制度が適用されない場合に、被災者を十分に支援する制度がありませんでした。	
	対応策	平成 27 年度から群馬県・市町村被災者生活再建支援制度を創設し、国制度の対象とならない本県の被災者に対して、国制度と同様の支援を行えるよう対応しました。	

	都道府県	発生年	災害名等
12	埼玉県①	平成 25 年	竜巻
	支障事例	住宅の全壊件数が基準を超えていた越谷市は制度が適用されたが、隣接する松伏町は基準に満たなかったため適用されなかった。同一の自然災害であるにもかかわらず、一部の地域で被災者が救済されないという不均衡が生じた。	
	対応策	全壊件数を満たさない場合でも被災者支援を行う独自の支援制度を県と全市町村が共同で創設した。	
13	埼玉県②	平成 29 年	台風21号
	支障事例	川越市とふじみ野市で合わせて、半壊46世帯、床上浸水 495世帯という甚大な被害が発生した。多くの住民が経済的被害を受けたが、被害程度が支援金の支給対象外であったため、支援を受けられなかった。	
	対応策	新たな独自支援策を創設するべきか検討している。	
14	千葉県	平成 25 年	平成 25 年 9 月 2 日に発生した竜巻
	支障事例	竜巻によって埼玉県越谷市では住宅全壊被害が11世帯発生し被災者生活再建支援法の適用があったが、同じ竜巻により被害のあった千葉県野田市では住宅全壊被害が1世帯だったため、被災者生活再建支援法の適用はなく、同一の竜巻による一連の被害でありながら、支援の不均衡が生じた。	
	対応策	当該竜巻による被災者を対象とする県独自支援制度を制定し、被災者支援を実施した。その後、連たんした住宅全壊被害が10世帯以上の場合を対象とする恒久的な県独自支援制度を制定した。	
15	東京都	平成 23 年	東日本大震災
	支障事例	適用を受けたのは1自治体 同一の震災で同程度の被害を受けた世帯があるにも関わらず、「市町村」、「都道府県」単位の基準に該当せず、対象とならない世帯が生じた。	
	対応策	独自制度(区市事業に対する補助)で対応。	
16	新潟県①	平成 23 年	平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(※) ※ H23.3.12 に発生した長野県北部を震源とする地震を含む
	支障事例	同一災害により被害を受けているにも関わらず、規模要件により法適用の対象外となった市町村があり、被災者に不公平感を与えた。	
	対応策	県と被災市町村において独自の支援事業を実施し、法適用された場合と同様の支援を実施した。	
17	新潟県②	平成 23 年	平成 23 年7月新潟・福島豪雨災害
	支障事例	同一災害により被害を受けているにも関わらず、規模要件により法適用の対象外となった市町村があり、被災者に不公平感を与えた。	
	対応策	県と被災市町村において独自の支援事業を実施し、法適用された場合と同様の支援を実施した。	
18	富山県	平成 20 年	入善町高波災害
	支障事例	制度そのものの支障ではないが、過去に、災害規模の基準を満たさなかったため、被災者生活再建支援法の適用を受けることができなかった災害があった。	
	対応策	適用期間を設けて独自支援制度を創設。	
19	富山県	平成 20 年	南砺市大雨災害
	支障事例	①と同じ。	
	対応策	①と同じ。	

	都道府県	発生年	災害名等
20	山梨県	平成 26 年	平成 26 年豪雪災害
	支障事例	平成 26 年 2 月の豪雪災害において、県内で 19 世帯が全壊したが、市町村単位での被災世帯数が 10 世帯以上という被災者生活再建支援制度の要件を満たさなかったため、必要な支援を受けることができなかった。	
	対応策	県では、市町村と連携して、支援法が適用されない被災世帯に対して法と同様の支援を行う制度を創設し、平成 28 年 1 月から施行した。	
21	長野県	平成 26 年	長野県神城断層地震
	支障事例	<ul style="list-style-type: none"> ・同一災害にも関わらず、支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じた。 ・半壊世帯は制度の対象外となっている。 	
	対応策	長野県独自で被災者生活再建支援制度が適用にならなかった市町村に対し、制度と同等の額を見舞金として支給したほか、半壊世帯に対して見舞金を支給した。	
22	岐阜県	平成 22 年	平成 22 年梅雨前線による大雨災害
	支障事例	県内の複数市町村にわたり住宅被害が発生したものの、災害規模要件により被災者生活再建支援制度の適用から外れた市町村があった。	
	対応策	被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が対象となるような自然災害が発生した場合には、すべての被災区域が支援の対象となるよう見直しが必要。	
23	愛知県	平成 29 年	台風第 5 号に伴う竜巻
	支障事例	豊橋市で 3 世帯の住宅全壊被害が発生したが、被害の規模が被災者生活再建支援法の適用条件に満たなかったことから、法に基づく支援金は支給されなかった。	
	対応策	法に基づく支援制度の行き届かない小規模な自然災害については、現行制度では支援が想定されていないことから、平成 30 年度から法による支援の対象とならない被災者に支援金を支給する市町村に対する補助制度を創設した。	
24	三重県	平成 23 年	平成 23 年台風第 12 号
	支障事例	被災者生活再建支援法に基づく支援は、法適用市町に限定されること、また対象世帯は住宅が全壊又はそれに準ずる被害(大規模半壊)を受けた世帯に限定されている。 その為、支援法適用外の市町や、平成 23 年台風第 12 号の豪雨で多数の被害が生じた床上浸水や半壊の被害には支援制度が適用されず支援が限定的になっていた。	
	対応策	町が実施する被災者の生活再建支援に要する経費の一部を県が補助する、県独自制度である三重県被災者生活再建支援制度を創設し、県内全市町に支援対象を広げるとともに、半壊及び床上浸水世帯についても対象に加えた。	
25	滋賀県	平成 25 年	平成 25 年第 18 号台風
	支障事例	平成 25 年第 18 号台風により本県でも大きな被害が生じ、半壊および床上浸水が多数発生した。しかし、被災者生活再建支援法では半壊および床上浸水を対象としていないため、被災した多くの県民は同法による支援を受けることができなかった。	
	対応策	当該台風被害に限定して、被災者生活再建支援法が対象としない半壊および床上浸水を交付対象とした県独自の被災者生活再建支援制度(平成 27 年度までの時限制度)を制定し、被災者支援に取り組んだ。 また、今後も同法が対象としない災害を対象とする恒久的な支援制度が必要と考え、平成 28 年度から「滋賀県被災者生活再建支援制度」を制定した。	

	都道府県	発生年	災害名等
26	京都府	平成 25 年	平成 25 年台風 18 号
	支障事例	我が国初の「特別警報」が出された台風 18 号では、府内各地に大きな被害が発生し、府内北部を流れる由良川流域においても、舞鶴市、福知山市、綾部市で多数の浸水被害が発生した。 舞鶴市、福知山市では被災者生活支援法の適用を受けたが、綾部市では被害戸数が基準に達しなかったため支援法が適用されず、隣接する地域で同様の被害を受けているにもかかわらず市境をはさんで支援金の有無が分かれ、被災者にとっては納得できない措置となり、不公平感がつのる結果となった。	
	対応策	府独自制度で支援。(H16、H24、H25、H26、H29) 【地域再建被災者住宅等支援事業(府制度)の概要】 支援法が府内で適用された自然災害等(※1)による府内の被災住宅(※2)に居住していた方で、かつ、被災住宅又は被災住宅に代わる府内の住宅へ居住する方を補助金交付の対象とする。 ※1 平成 29 年台風第 18 号災害時には対象災害の適用基準を拡大し、いずれかの都道府県で支援法が適用された自然災害で府内で支援法適用基準の概ね 1/3 以上の被害が派生した場合も適用要件とした。 ※2 被災区分については全壊、大規模半壊のみではなく、半壊、一部破損・床上浸水も対象とする。	
27	大阪府	平成 24 年	平成 24 年 8 月 13 日からの大雨災害
	支障事例	平成 24 年 8 月 13 日から 14 日にかけての大雨により、守口市(人口約 15 万人)、寝屋川市(人口約 24 万人)において、それぞれ 457 棟、1,367 棟の床上浸水の被害が発生し、「被災者生活再建支援制度」の対象となる自然災害であったにもかかわらず、被災世帯のうち、支給対象となる世帯がゼロであるという支障事例が生じた。	
	対応策	—	
28	兵庫県	平成 26 年	平成 26 年 8 月 16 日からの大雨による災害
	支障事例	法制度の適用が一部の市にとどまったため、その他の被災市について県単独制度を設置し支援せざるを得なくなった。	
	対応策	県単独制度を設置し、被災者生活再建支援法の対象とならない被災世帯に対し支援を行った。 (参考)県単独制度の概要 ○全壊 150 万円 ○大規模半壊 75 万円 ○半壊 25 万円 ○一部損壊(損害割合 10%~20%未満) 15 万円	
29	奈良県	平成 23 年	紀伊半島大水害
	支障事例	県南部の黒滝村では、住宅全壊が 1 世帯のみであったため、支援制度の対象とならなかった。また、県南部地域で半壊世帯が多く発生したが、支援制度の対象外であった。	
	対応策	不均衡是正の観点から、黒滝村の被災者に対し、県独自の臨時的な支援措置を講じた。また、過疎化の一層の進展を抑制する目的で、県独自に半壊世帯への支援も行った。 この紀伊半島大水害時には、被災者生活再建支援法適用における不均衡是正を国に要望した。	

	都道府県	発生年	災害名等
30	鳥取県	平成 28 年	鳥取県中部地震
	支障事例	現在の被災者生活再建支援制度は、適用要件が大規模半壊以上と高すぎて、被災の実態にそぐわない。制度が原因で罹災証明の二次判定を求める人が多数に上ると、忙しい被災市町村の過大な負担となる現象も熊本地震等で見られた。	
	対応策	鳥取県では、半壊以上の被害に対する独自支援制度を市町村と共同で設けていたが、さらに鳥取県中部地震にあたり一部損壊被害にも支援を行うこととした。この結果、二次判定を求める世帯は極めて少ないものとなった。	
31	島根県	平成 30 年	島根県西部を震源とする地震
	支障事例	今回の災害による住家被害は、大半が半壊又は一部破損であり、現行制度の対象とならないため、迅速な復旧支援に支障があった。	
	対応策	県と被災市町村の負担により、今回の災害限定で、半壊又は一部破損を支援する制度を創設した。	
32	広島県	平成 22 年	平成 22 年7月大雨災害
	支障事例	平成 22 年7月の大雨において、被災者生活再建支援法の適用要件に基づき、支援金の支給対象となった市町と支給対象外となった市町が生じた。	
	対応策	一部の市町村が被災者生活再建支援制度の適用対象となるような自然災害が発生した場合に全ての被災市町村が支援の対象となるようにすること。	
33	山口県①	平成 25 年	大雨災害
	支障事例	以下の事例のとおり、同一災害で被災しても国制度が適用されない市町があった。 ・平成 25 年 7 月大雨災害 国制度適用 萩 市:全壊 19 世帯(国基準 10 世帯) 旧阿東町:全壊8世帯(国基準5世帯)※ ※特例措置により、合併前の旧市町単位で適用 県制度適用 阿 武 町:全壊1世帯(国基準5世帯)	
	対応策	被災者の不公平を是正するため、県単独で代替措置を実施(負担割合:県 1/2、市町 1/2)	
34	山口県②	平成 27 年	豪雨災害
	支障事例	・平成 26 年 8 月豪雨災害 国制度適用 和 木 町:全壊2世帯(国基準2世帯) 県制度適用 岩 国 市:全壊6世帯(国基準 10 世帯)	
	対応策	①と同じ。	
34	徳島県	平成 26 年	平成 26 年台風第 12 号及び第 11 号
	支障事例	・同じ災害による被災でも、住宅全壊被害 10 世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど制度上の不均衡が生じている。 ・平成 26 年台風第 12 号及び第 11 号で床上浸水以上の被害を受けた世帯は、県全体で 700 世帯を越えているものの、法による支援を受けることができたのは約4%であった。	
	対応策	・県独自支援制度により、上記支障事例を支給対象として被災者支援を行った。	

	都道府県	発生年	災害名等												
35	愛媛県	平成16年	平成16年第15号台風、第16号台風、第21号台風												
	支障事例	被災者生活再建支援法が適用された上記災害において、同法の支援対象とならない半壊・床上浸水の被害が多数発生した。													
	対応策	市町村が被災者の生活再建等に要する経費の一部を補助する場合、県が当該市町村に対して補助を行う、単年度の県独自支援制度を実施した。													
36	高知県	平成26年	平成26年第11、12号台風												
	支障事例	同一災害で、同じように全壊した世帯であっても、在住する市町村によっては制度の対象とならない事例があった。 今回の事例では、災害救助法施行令第1条第1号に該当した市町村における全壊世帯(1世帯)へは制度により支援したが、該当しなかった市町村の全壊世帯(1世帯)へは制度による支援ができなかった。													
	対応策	制度により支援できなかった1世帯は、県の単独事業により、支援を実施した。													
37	福岡県	平成29年	平成29年7月九州北部豪雨												
	支障事例	家屋被害における半壊世帯が多く、多くの被災世帯が公的な支援の対象とならなかった。 家屋被害状況(平成30年5月8日時点) 内訳 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 件数 278 133 698 39													
	対応策	義援金の配分にあたり、これまで死亡等の人的被害に対するウェイトが高かったものを、生活再建への支援を重視する観点から、全壊流出世帯、半壊世帯に対する配分比を引き上げるとともに、一部損壊世帯、床上浸水世帯も対象とすることとして配分基準を見直し市町村に配分した。													
38	熊本県①	平成24年	九州北部豪雨(熊本広域大水害)												
	支障事例	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度では対象とならない、半壊(解体世帯を除く)や床上浸水の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となった。 熊本広域大水害は、支援法が県内全域に適用されたが、同一災害において一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合には、被災者救済に不平等が生じることが懸念される。 <p>【住家被害の状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>全壊</td> <td>169棟</td> <td>半壊</td> <td>1,293棟</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>544棟</td> <td>床下浸水</td> <td>1,367棟</td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>35棟</td> <td>計</td> <td>3,408棟</td> </tr> </table>		全壊	169棟	半壊	1,293棟	床上浸水	544棟	床下浸水	1,367棟	一部破損	35棟	計	3,408棟
	全壊	169棟	半壊	1,293棟											
床上浸水	544棟	床下浸水	1,367棟												
一部破損	35棟	計	3,408棟												
対応策	<ul style="list-style-type: none"> 県の独自支援として一般財源を活用し、半壊及び床上浸水の世帯(災害救助法の応急修理実施世帯を除く)に対し、被災住宅の修理費用の一部を助成(上限10万円)。 また、義援金を活用し、半壊に13.5万円、床上浸水に2.7万円を配分。 さらに、熊本広域大水害での被害を踏まえ、被災者の生活支援の観点から、制度の見直しを国に要望 														

	都道府県	発生年	災害名等																														
39	熊本県②	平成 28 年	熊本地震																														
	支障事例	<p>・ 現行制度では対象とならない、半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となった。</p> <p>・ また、宅地被害の復旧費用がかさむことも、被災者の住宅再建に大きな障害となった。</p> <p>・ 熊本地震は、支援法が県内全域に適用されたが、同一災害において一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合には、被災者救済に不平等が生じることが懸念される。</p> <p>※ 熊本地震は、観測史上初となる震度 7 の 2 回の観測や長期間にわたる余震の継続により、多数の住宅被害が発生し、宅地にも甚大な被害が発生。</p> <p>【住家被害に係る罹災証明発行世帯数】 (平成 30 年 5 月 11 日時点)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>全壊</td> <td>12,540 世帯</td> <td>大規模半壊</td> <td>12,371 世帯</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>55,563 世帯</td> <td>一部損壊</td> <td>132,094 世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>212,568 世帯</td> </tr> </table>			全壊	12,540 世帯	大規模半壊	12,371 世帯	半壊	55,563 世帯	一部損壊	132,094 世帯			計	212,568 世帯																	
全壊	12,540 世帯	大規模半壊	12,371 世帯																														
半壊	55,563 世帯	一部損壊	132,094 世帯																														
		計	212,568 世帯																														
	対応策	<p>・ 熊本地震は被害が大きく、制度の対象外世帯に対する県の独自支援が困難なことから、義援金を活用し、半壊(解体世帯を除く)に 40 万円、一部損壊(被災住宅の修理費用に 100 万円以上支出した世帯に限る)に 10 万円を配分。</p> <p>・ また、宅地被害に対しては、熊本地震復興基金を活用し、被災宅地の復旧工事、地盤改良工事、住宅基礎の傾斜修復工事に要する経費の一部を補助(対象事業費から 50 万円を控除した額に 2/3 を乗じた額(上限 633.3 万円))。</p> <p>・ さらに、熊本地震での被害を踏まえ、すべての被災者の円滑な生活再建が行われるよう、制度の見直しを国に要望。</p>																															
40	大分県①	平成 29 年	平成 29 年 7 月九州北部豪雨																														
	支障事例	<p>①同一災害・同程度の被災でも、居住する市町村が適用要件に該当しない場合は対象外 (日田市は適用要件に該当したが、隣接する中津市は対象外)</p> <p>②半壊世帯や床上浸水世帯は支援の対象外</p> <p>③店舗兼住宅の店舗部分における被災は対象外</p>																															
	対応策	<p>大分県災害被災者住宅再建支援事業により支援 平成 30 年 5 月 1 日現在(単位:千円)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="2">国制度</th> <th colspan="2">県独自制度</th> </tr> <tr> <th>世帯数</th> <th>金額</th> <th>世帯数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日田市</td> <td>62 世帯</td> <td>69,250</td> <td>323 世帯</td> <td>212,077</td> </tr> <tr> <td>中津市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13 世帯</td> <td>4,224</td> </tr> <tr> <td>豊後大野市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1 世帯</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62 世帯</td> <td>69,250</td> <td>337 世帯</td> <td>218,301</td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	国制度		県独自制度		世帯数	金額	世帯数	金額	日田市	62 世帯	69,250	323 世帯	212,077	中津市	—	—	13 世帯	4,224	豊後大野市	—	—	1 世帯	2,000	計	62 世帯	69,250	337 世帯	218,301
市町村名	国制度		県独自制度																														
	世帯数	金額	世帯数	金額																													
日田市	62 世帯	69,250	323 世帯	212,077																													
中津市	—	—	13 世帯	4,224																													
豊後大野市	—	—	1 世帯	2,000																													
計	62 世帯	69,250	337 世帯	218,301																													

	都道府県	発生年	災害名等																																					
41	大分県②	平成 29 年	平成 29 年台風第 18 号																																					
	支障事例	①同一災害・同程度の被災でも、居住する市町村が適用要件に該当しない場合は対象外 (津久見市・佐伯市は適用要件に該当したが、隣接する大分市、臼杵市、豊後大野市は対象外) ②半壊世帯や床上浸水世帯は支援の対象外 ③店舗兼住宅の店舗部分における被災は対象外																																						
	対応策	大分県災害被災者住宅再建支援事業により支援 平成 30 年 5 月 1 日現在(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th colspan="2">国制度</th> <th colspan="2">県独自制度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>世帯数</th> <th>金額</th> <th>世帯数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐伯市</td> <td>1 世帯</td> <td>3,000</td> <td>309 世帯</td> <td>20,582</td> </tr> <tr> <td>臼杵市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>111 世帯</td> <td>6,919</td> </tr> <tr> <td>津久見市</td> <td>20 世帯</td> <td>25,200</td> <td>829 世帯</td> <td>493,661</td> </tr> <tr> <td>その他(2市)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>91 世帯</td> <td>10,098</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21 世帯</td> <td>28,200</td> <td>1,340 世帯</td> <td>531,260</td> </tr> </tbody> </table>					市町村名	国制度		県独自制度			世帯数	金額	世帯数	金額	佐伯市	1 世帯	3,000	309 世帯	20,582	臼杵市	—	—	111 世帯	6,919	津久見市	20 世帯	25,200	829 世帯	493,661	その他(2市)	—	—	91 世帯	10,098	計	21 世帯	28,200	1,340 世帯
市町村名	国制度		県独自制度																																					
	世帯数	金額	世帯数	金額																																				
佐伯市	1 世帯	3,000	309 世帯	20,582																																				
臼杵市	—	—	111 世帯	6,919																																				
津久見市	20 世帯	25,200	829 世帯	493,661																																				
その他(2市)	—	—	91 世帯	10,098																																				
計	21 世帯	28,200	1,340 世帯	531,260																																				
42	鹿児島県①	平成 27 年	台風第 24 号災害																																					
	支障事例	被災者生活再建支援制度が適用された与論町以外にも、家屋の全壊・半壊が和泊町で、家屋の半壊が知名町及び徳之島町で発生したが、和泊町、知名町及び徳之島町は、被災者生活再建支援制度の適用条件に該当せず、支援対象とならなかったほか、被災者生活再建支援制度の支援対象外である半壊・一部損壊も多数発生した。																																						
	対応策	県独自の支援制度(被災者生活支援金)を適用した。																																						
43	鹿児島県②	平成 27 年	口永良部島(新岳)噴火災害																																					
	支障事例	避難指示により、86 世帯 137 人が長期避難を強いられたが、住宅被害が少なく、被災者生活再建支援制度の適用条件に該当しなかった。																																						
	対応策	県と日本赤十字社、共同募金会で義援金を募集し、被災者に配分した。																																						
44	沖縄県	平成 27 年	平成 27 年第 21 号台風																																					
	支障事例	与那国町に襲来した台風第 21 号は最大瞬間風速 81.1メートルを記録したが、住家被害は全壊 5 世帯、半壊 24 世帯、一部損壊 244 世帯となり、災害救助法は適用されたが、被災者生活支援制度の適用がなかった。そのため全壊世帯に対し、救助法による応急仮設住宅を供与後の、生活再建に向けた資金的支援がなく、被災者の生活再建に支障が生じるおそれがあった。 本県は台風常襲地帯として日頃より住宅構造を堅固に備えていることから、一部損壊の被害が多発する状況にある。 また、小規模離島町村を広大な海域に抱える離島県であることなどから、単独の行政区域内における全壊世帯数のみを適用要件としている現状では、他府県での同一災害による被災等を持つての適用が難しい状況にある。																																						
	対応策	全壊世帯に対して、県単独の見舞金を支給した。																																						

2 被災者生活再建支援制度に関する調査結果（6月照会）

被災者生活再建支援制度に関する見直し案について、全都道府県に意見照会しましたところ、以下のとおりの結果でした。

問1 災害規模等

多くの都道府県から提案があり、これまでも定期要望で要望している事項であることから、

- ・一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。
- ・大規模災害発生時は、特別の国の負担により対応することを求める。

賛成 47

（賛成）

- ・全国知事会で従前から要望している。
- ・当県においても要望している。
- ・被災者間の不均衡を解消する必要がある。
- ・想定される大規模災害発生時は、現在の基金では対応できない。

問2 支給対象 ①支給対象拡大

制度と実態の歪みを解消することが第一の課題であり、支給対象を拡大することとする。

賛成 37

反対 4

その他 6

（賛成）

- ・当県においても要望している。
- ・同一災害により、同規模の被害を受けたにもかかわらず支援に差が出ている。
- ・被災者の早期の生活再建には拡大が必要である。

（反対）

- ・基金残高が僅少となっているなか、基金のさらなる取り崩しに繋がる制度の見直しは、慎重に議論されるべきである。
- ・住宅再建に関する共済制度の創設を国に要望している。
- ・建物の耐震化や地震保険への加入など自助の取組が阻害されるおそれがある。これまでの被災者との不公正を生じる。
- ・立法趣旨（「生活基盤に著しい被害」への支援）から逸脱しており、検討するにしてもゼロベースで議論する必要がある。財政負担の増加が見込まれる。

（その他）

- ・県内で大きく被災した災害がない中で、公費負担のあり方としてどこまでを対象範囲（半壊など）を広げるべきか判断が困難である。
- ・既存制度である災害救助法の「住宅の応急修理」や、大阪府北部地震の課題に対する検証など、十分な検討が必要である。
- ・拡大はバラマキの可能性があるため、受給者の満足度等を考慮する必要がある。財政負担の増加等が伴う。
- ・基金に与える影響が大きいため慎重に検討する必要がある。
- ・過去の被害規模・状況と照らし合わせた上で、独自の救済策を検討することが重要であり、対応できない場合は全国規模での対応が必要である。
- ・追加拠出が必要になるので、課題について議論が必要である。

問2 支給対象 ②「半壊」への拡大

拡大の範囲は、相互扶助としての各自治体の負担規模に留意しつつ、また、自助、共助、公助のバランスを考慮し、拡大の範囲を必要最小限とする「半壊」までとする。

賛成 33

反対 7

その他 7

支給額等は検討必要 10

一部損壊等も検討必要 4

(賛成)

- ・当県においても要望している。
- ・被災県が独自の制度を設けて対応している。
- ・被災者の早期の生活再建には拡大が必要である。

(反対)

- ・基金残高が僅少となっているなか、基金のさらなる取り崩しに繋がる制度の見直しは、慎重に議論されるべきである。
- ・住宅再建に関する共済制度の創設を国に要望している。
- ・建物の耐震化や地震保険への加入など自助の取組が阻害されるおそれがある。これまでの被災者との不公正を生じる。
- ・立法趣旨（「生活基盤に著しい被害」への支援）から逸脱しており、検討するにしてもゼロベースで議論する必要がある。財政負担の増加が見込まれる。
- ・「半壊・一部損壊」のうち支援の必要性が高い世帯も同様に支援する必要がある。
- ・一部損壊まで支援を拡大する必要がある。
- ・床上浸水及び店舗兼住宅の店舗部分まで支援対象とする必要がある。

(その他)

- ・公費負担のあり方として、半壊のみを対象とする理由（床上浸水を対象としない理由）を明確にする必要がある。
- ・既存制度である災害救助法の「住宅の応急修理」や、大阪府北部地震の課題に対する検証など、十分な検討が必要である。
- ・拡大はバラマキの可能性があり、受給者の満足度等を考慮する必要がある。財政負担の増加等が伴う。
- ・基金に与える影響が大きいことから慎重に検討する必要がある。
- ・過去の被害規模・状況と照らし合わせた上で、独自の救済策を検討することが重要であり、対応できない場合は全国規模での対応が必要である。
- ・一部損壊であっても修繕に多額の費用を要する場合もあり、障がい者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯といった特に配慮を要する世帯も支給対象とする。
- ・追加拠出が必要になるので、課題について議論が必要である。

問3 支給限度額

現行の支給額は、被災者が住宅再建を行うために、必要な支給額であると考えられることから、支給限度額は現行どおりとする。

賛成 43

反対 3

その他 1

(賛成)

- ・他の制度と比較して300万円が少ないとはいえない。
- ・一定程度定着している。
- ・物価の大幅な上昇等、変動要素がない。

(反対)

- ・住宅建設費が上昇していることや、本県の被災市町村においては独自財源による支援金の増額等で対応している実態にあることから、支給限度額の増額を国に要望していく必要があると考える。
- ・住宅建設費用等の上昇に鑑み、支給限度額を国に要望している。
- ・現在の支給額では十分ではない。

(その他)

- ・支給対象拡大とともに別に検討すべきである。

問4 追加拠出

基金の規模は600億円とし、平成31年度末に約200億円となる見込みであることから、400億円を追加拠出する。

賛成 47

(賛成)

- ・基金規模を維持するために必要な拠出である。
- ・過去の支給実績や災害発生状況等から、拠出額は妥当である。
- ・当初の基金規模への回復をめざすものであり、妥当である。

※拠出にあたって、地方財政措置を求める意見が多数あり。

問5 拠出割合

特段に変更する状況変化等は見られないため、拠出割合は現行どおりとする。

賛成 47

(賛成)

- ・拠出割合を変更する特段の理由がない。
- ・現行どおりで支障がないと考える。

3 被災者生活再建支援制度の変遷

	創設当初(平成11年)	平成16年改正	平成19年改正
対象災害	①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県	左記に加え、 ④①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)	先に加え、 ⑤①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
対象世帯・支給限度額	用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給 全壊、解体、長期避難 最大100万円 生活関係経費 最大100万円 大規模半壊 支給なし 半壊(大規模半壊以外) 支給なし	用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給 全壊、解体、長期避難 最大300万円 生活関係経費 最大100万円 居住関係経費 最大200万円 大規模半壊 最大300万円 生活関係経費 最大100万円 居住関係経費 最大200万円 半壊(大規模半壊以外) 支給なし	住宅の再建の態様等に応じて定額(渡し切り)方式で支給 支給額は、以下の①と②の支給額の合計 ①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ・全壊、解体、長期避難 100万円 ※敷地被害解体が追加 ・大規模半壊 50万円 ②住宅の再建に応じて支給する支援金(加算支援金) ・建設・購入 200万円 ・補修 100万円 ・賃貸 50万円 半壊(大規模半壊以外) 支給なし
対象経費	・家財道具、引越し代	・家財道具、引越し代 ・住宅の解体撤去費 整地費、ローン利子等	用途の限定なし
年収・年齢	500万円以下 帯主が45歳以下の世帯は700万円以下 世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯は800万円以下	年収:500万円以下 世帯主が45歳以下の世帯は700万円以下 世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯は800万円以下	年齢・年収要件なし
負担割合	国:地方=1:1	国:地方=1:1	国:地方=1:1
財源等	都道府県が拠出する基金 300億円の運用益	基金取り崩し可能 基金へ300億円追加拠出して合計600億円	基金取り崩し可能

※平成22年改正

○対象災害の追加

- ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
- ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

4 被災者生活再建支援制度に係る支給実績

(1) 制度開始以降の支給状況等

年	対象災害	都道府県	支援金の支給状況		基金負担 (千円)
			既支給世帯 数(世帯数)	支援金支給 額(千円)	
H11	6月末豪雨災害※	広島県	65	53,685	26,843
	台風第18号災害※	熊本県	106	80,375	88,675
		山口県	83	61,571	
		愛知県	37	28,545	
		福岡県	12	6,857	
		計	238	177,349	
10月末豪雨災害※	岩手県	21	17,600	8,800	
H12	有珠山噴火災害※	北海道	262	213,549	106,775
	三宅島噴火災害※	東京都	1,484	1,178,659	589,330
	東海地方豪雨災害※	愛知県	9	6,212	6,736
		岐阜県	9	7,261	
	計	18	13,472		
	鳥取県西部地震※	鳥取県	366	280,971	149,125
島根県		20	17,278		
計	386	298,249			
H13	芸予地震※	広島県	52	42,508	21,254
	台風第16号等豪雨※	高知県	30	24,252	15,458
		沖縄県	10	6,665	
		計	40	30,916	
H14	台風第6号豪雨※	岐阜県	0	0	0
		岩手県	0	0	
		計	0	0	
H15	7月梅雨前線豪雨※	福岡県	15	11,713	10,980
		熊本県	15	10,247	
		計	30	21,960	
	宮城県北部を震源とする地震※	宮城県	516	397,907	198,954
十勝沖地震※	北海道	56	30,477	15,239	
H16	佐賀県突風災害※	佐賀県	13	14,622	7,311
	新潟県豪雨災害※	新潟県	317	403,776	201,888
	福井県豪雨災害※	福井県	30	24,579	12,290
	台風第15号豪雨※	愛媛県	29	32,508	16,254
	台風第16号豪雨等※	愛媛県	0	0	17,737
		岡山県	38	33,176	
		香川県	2	2,298	
	計	40	35,474		
	台風第18号豪雨等※	広島県	12	20,448	10,224
	台風第21号豪雨等※	三重県	17	28,219	64,638
		愛媛県	80	77,143	
		兵庫県	19	23,914	
		計	116	129,276	
	台風第22号豪雨※	静岡県	107	111,069	55,535
台風第23号豪雨※	岐阜県	0	0	421,528	
	京都府	26	32,209		
	兵庫県	1,227	733,918		
	香川県	52	64,838		
	岡山県	6	12,090		
	徳島県	0	0		
	計	1,311	843,055		
新潟県中越地震※	新潟県	5,207	7,353,480	3,676,740	

年	対象災害	都道府県	支援金の支給状況		基金負担 (千円)
			既支給世帯 数(世帯数)	支援金支給 額(千円)	
H17	三宅島噴火災害(帰島関連分)※	東京都	1,096	676,257	338,129
	福岡県西方沖で発生した地震※	福岡県	238	291,587	145,794
	台風第14号豪雨※	鹿児島県	43	41,350	577,611
		高知県	5	7,953	
		山口県	8	9,515	
		宮崎県	1,192	1,096,404	
計	1,248	1,155,222			
H18	平成18年梅雨期豪雨※	沖縄県	9	8,538	145,115
		長野県	17	25,874	
		宮崎県	1	204	
		鹿児島県	225	255,614	
		計	252	290,230	
	台風第13号豪雨等※	沖縄県	34	51,984	78,795
		宮崎県	117	105,606	
		計	151	157,590	
	佐呂間町竜巻災害※	北海道	10	6,199	3,100
H19	平成19年(2007年)能登半島地震※	石川県	841	1,747,061	873,531
	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震※	新潟県	3,033	6,623,639	3,311,820
	台風第11号及び前線による大雨災害※	沖縄県	52	84,375	81,563
		秋田県	46	78,750	
		計	98	163,125	
台風第12号災害※	沖縄県	6	7,125	3,563	
H20	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震※	宮城県	55	114,500	57,250
	7月28日からの大雨災害※	石川県	6	8,875	4,438
	平成20年8月末豪雨※	愛知県	5	9,750	4,875
H21	平成21年7月中国・九州北部豪雨災害※	山口県	55	106,000	55,813
		福岡県	5	5,625	
		計	60	111,625	
	台風第9号災害※	兵庫県	508	852,750	458,688
		岡山県	37	64,625	
		計	545	917,375	
H22	平成22年梅雨前線による大雨災害※	鹿児島県	2	3,000	38,125
		長野県	2	6,000	
		広島県	19	42,500	
		山口県	14	21,750	
		岐阜県	1	3,000	
		計	38	76,250	
	10月20日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害※	鹿児島県	15	15,625	7,813
H23	東日本大震災	青森県	538	938,625	69,665,850
		岩手県	23,145	42,120,250	
		宮城県	123,729	210,008,625	
		福島県	33,440	63,004,875	
		茨城県	9,726	18,267,625	
		栃木県	883	2,049,250	
		千葉県	6,338	11,342,000	
		埼玉県	73	137,875	
		東京都	24	36,750	
		新潟県	124	207,375	
		長野県	108	216,000	
		計	198,128	348,329,250	

年	対象災害	都道府県	支援金の支給状況		基金負担 (千円)	
			既支給世帯 数(世帯数)	支援金支給 額(千円)		
H23	平成23年7月新潟・福島豪雨災害※	福島県	91	157,750	204,813	
		新潟県	147	251,875		
		計	238	409,625		
	台風第12号災害※	三重県	445	715,250	991,000	
		奈良県	184	235,375		
		和歌山県	574	1,020,625		
		岡山県	7	10,750		
		計	1,210	1,982,000		
	台風第15号災害※	青森県	4	5,500	526,313	
		宮城県	106	124,750		
		福島県	780	917,375		
		岩手県	2	5,000		
計		892	1,052,625			
9月25日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害※	鹿児島県	4	3,500	1,750		
11月2日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害※	鹿児島県	1	375	188		
H24	平成24年5月6日に発生した突風災害	茨城県	103	192,375	96,188	
	平成24年梅雨前線による大雨災害※	鹿児島県	2	5,250		
		福岡県	141	292,250		
		大分県	117	213,125		
		熊本県	377	692,000		
		計	637	1,202,625		
	平成24年8月13日からの大雨災害※	大阪府	0	0		
		京都府	26	52,250		
			26	52,250		26,125
	台風第16号災害※	鹿児島県	108	160,250		80,125
	台風第17号災害※	鹿児島県	104	157,875		97,563
沖縄県		20	37,250			
計		124	195,125			
H25	平成25年7月26日からの大雨災害※	島根県	7	7,875	80,250	
		山口県	93	152,625		
		計	100	160,500		
	平成25年9月2日に発生した突風災害※	埼玉県	105	188,750	94,375	
	台風第18号災害※	青森県	4	6,500	32,313	
		埼玉県	11	17,250		
		福井県	5	10,750		
		京都府	20	30,125		
		計	40	64,625		
	台風第24号災害※	鹿児島県	144	230,125	115,063	
	台風第26号災害※	茨城県	12	23,250	66,063	
		千葉県	2	2,125		
		東京都	65	106,750		
計		79	132,125			

年	対象災害	都道府県	支援金の支給状況		基金負担 (千円)
			既支給世帯 数(世帯数)	支援金支給 額(千円)	
H26	平成26年台風第8号及び同台風接近に伴う大雨による災害※	山形県	1	750	8,000
		長野県	10	15,250	
		計	11	16,000	
	平成26年台風第12号及び第11号による災害※	高知県	1	2,000	23,375
		徳島県	33	44,750	
		計	34	46,750	
	平成26年8月15日からの大雨による災害※	京都府	13	21,000	10,500
	平成26年8月16日からの大雨による災害※	兵庫県	31	65,625	32,813
	平成26年8月19日からの大雨による災害	広島県	283	529,125	264,563
平成26年8月豪雨災害※	山口県	2	2,000	1,000	
長野県北部を震源とする地震による災害※	長野県	122	226,250	113,125	
H27	平成27年9月関東東北豪雨災害	福島県	3	7,500	1,500,875
		茨城県	1,836	2,700,125	
		栃木県	151	231,500	
		宮城県	42	62,625	
		計	2,032	3,001,750	
H28	平成28年(2016年)熊本地震	熊本県	34,464	50,970,500	25,521,938
		大分県	44	73,375	
		計	34,508	51,043,875	
	平成28年台風第10号による災害	北海道	65	85,875	688,688
		岩手県	1,037	1,291,500	
		計	1,102	1,377,375	
平成28年鳥取県中部地震	鳥取県	76	129,375	64,688	
平成28年12月22日に発生した強風による災害	新潟県	97	140,125	70,063	
H29	平成29年7月九州北部豪雨による災害	福岡県	378	357,000	209,375
		大分県	61	61,750	
		計	439	418,750	
	平成29年7月22日からの大雨による災害	秋田県	35	46,625	23,313
	平成29年台風第18号による災害	大分県	13	14,875	7,438
	平成29年台風第21号による災害	和歌山県	0	0	9,313
		三重県	18	18,625	
		京都府	0	0	
計	18	18,625	9,313		
全支給実績			258,802	435,270,904	113,136,696
うち平成19年以降			245,457	421,249,200	106,125,838
(東日本大震災を除く)			47,329	72,919,950	36,459,988

(注1) 対象災害中※印は申請期間の終了した災害を示している。

(注2) 支援金支給額は、千円未満を四捨五入した数値である。

(注3) H17 三宅島噴火災害(帰島関連分)は長期避難解除世帯特例経費等(平成17年2月1日以降支給分)である。

(2) 平成19年度以降の支給状況等

※「解体・大規模半壊比率」を計算するために整理したものです。

年	被災者生活再建支援金関係							消防庁報告	
	支援金の支給状況		基金 負担額 (千円)	被害状況(世帯)				被害状況(棟)	
	既支給 世帯数	支援金支給額 (千円)		A全壊	B解体	C大規模 半壊	D長期避 難	全壊	半壊
19	3,978	8,540,950	4,270,477	682	1,328	585	0	2,036	7,689
20	66	133125	66,563	31	18	17	0	34	140
21	605	1029000	514,501	226	63	316	0	226	1,145
22	53	91875	45,938	33	11	9	0	32	70
23	200,473	351,777,375	71,389,914	106,531	30,281	56,468	7,193	122,217	286,083
東日本	198,128	348,329,250	69,665,850	106,088	29,982	54,981	7,077	121,746	280,489
24	998	1802625	901,314	413	251	334	0	438	1,658
25	468	776125	388,064	158	80	220	10	176	185
26	496	906750	453,376	299	78	119	0	295	602
27	2,032	3,001,750	1,500,875	75	361	1,596	0	81	7,072
28	35,783	52,690,750	26,345,377	12,981	14,191	8,198	413	9,329	37,318
29	505	498875	249,439	280	25	200	0	333	2,136
計	245,457	421,249,200	106,125,838	121,709	46,687	68,062	7,616		
うち東日本を 除く	47,329	72,919,950	36,459,988	15,621	16,705	13,081	539		
比較可能 災害分	244,797	420,161,450	105,708,963	121,506	46,490	67,802	7,616	135,197	344,098

出典：(被災者生活再建支援金関係) 内閣府、公益財団法人都道府県センター

※基金負担額：通常1/2、東日本大震災：1/5にて計算

(消防庁報告) 消防庁

*消防庁報告の「半壊」のうち「B解体」及び「C大規模半壊」の比率を算出するため、対照可能な消防庁報告の「全壊」「半壊」の数値に基づく。
 なお、消防庁報告では、都道府県単位の被害状況でまとめられていることが多いため、被災者生活再建支援法の適用対象外市町村の数値を含む場合がある。

5 自然災害の災害状況

(1) 過去50年における災害による被害の発生状況(1967年～2016年)

【全壊・半壊】

年次	家屋被害		主要災害	
	全壊戸数	半壊戸数		
42	1967	1,901	4,041	豪雨、干ばつ
43	1968	1,606	6,383	豪雨、台風、えびの地震、十勝沖地震、宇和島沖地震
44	1969	576	1,096	豪雨、台風
45	1970	2,302	6,695	豪雨、台風、暴風雨、長雨
46	1971	1,577	3,215	台風
47	1972	3,788	8,231	豪雨、台風
48	1973	487	494	豪雨、台風
49	1974	1,031	1,985	豪雨、台風、伊豆半島沖地震
50	1975	1,625	2,952	豪雨、台風、大分県沖地震
51	1976	2,991	4,510	豪雨、台風
52	1977	1,707	2,114	豪雨、台風
53	1978	1,671	7,495	豪雨、台風、干ばつ、宮城県沖地震
54	1979	509	3,075	豪雨、台風
55	1980	352	654	豪雨
56	1981	371	894	豪雨、台風、浦河沖地震
57	1982	1,386	2,353	台風
58	1983	3,313	5,972	豪雨、台風、豪雪、東北林野火災、日本海中部地震、三宅島噴火
59	1984	107	241	豪雨、豪雪、長野県西部地震
60	1985	260	850	豪雨、台風、地すべり
61	1986	272	498	豪雨、台風、伊豆大島噴火
62	1987	352	1,499	台風
63	1988	203	242	豪雨
元	1989	124	268	豪雨、台風、竜巻
2	1990	651	1,597	豪雨、台風
3	1991	1,494	14,553	豪雨、台風、雲仙岳噴火
4	1992	63	189	豪雨
5	1993	2,043	2,721	豪雨、台風、釧路沖地震、北海道南西沖地震
6	1994	194	1,046	豪雨、北海道東方沖地震、北陸はるか沖地震
7	1995	100,383	109,026	台風、阪神・淡路大震災
8	1996	39	246	豪雨、台風
9	1997	119	184	豪雨、台風
10	1998	302	1,454	豪雨、台風、大雨、岩手県内陸北部地震
11	1999	531	3,844	豪雨、台風
12	2000	621	3,696	大雨、有珠山噴火、三宅島噴火、鳥取県西部地震
13	2001	156	1,155	豪雨、台風、芸予地震
14	2002	74	259	台風
15	2003	1,509	4,437	豪雨、台風、宮城沖地震、宮城県北部地震、十勝沖地震
16	2004	4,679	30,423	豪雨、台風、新潟県中越地震
17	2005	1,391	4,286	豪雨、台風、福岡県西方沖地震
18	2006	458	2,021	豪雨、竜巻
19	2007	2,107	7,875	台風、大雨、能登半島地震、新潟県中越沖地震
20	2008	63	212	豪雨、台風、大雨、岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震
21	2009	255	1,381	豪雨、台風、駿河湾を震源とする地震
22	2010	68	592	大雨
23	2011	129,227	256,994	豪雨、台風、東日本大震災
24	2012	553	3,165	台風、大雨
25	2013	264	2,328	台風、大雨
26	2014	367	1,145	豪雨、台風、御嶽山噴火
27	2015	123	7,264	台風
28	2016	9,286	36,709	台風、熊本地震、鳥取中部地震
計		285,531	564,559	
うち		55,921	198,539	【阪神・淡路大震災、東日本大震災が発生した7、23年を除く】

出典：地方財政要覧（地方財政制度研究会編 平成29年）

※91年、92年は雲仙岳災害に係る推計値を含む。

平成28年分は地方防災行政の現況（平成29年度）による

(2) 過去 50 年における災害による被害の発生状況 (1967 年～2016 年)

【一部破損等】

年次		家屋被害(棟)		
		一部破損	床上浸水	床下浸水
42	1967	8,857	82,540	357,264
43	1968	55,160	10,026	102,611
44	1969	2,852	34,339	104,098
45	1970	59,551	45,239	142,077
46	1971	3,559	44,547	311,598
47	1972	9,160	82,279	386,685
48	1973	6,435	23,752	161,068
49	1974	11,332	84,855	385,727
50	1975	33,240	41,901	254,099
51	1976	45,305	110,777	496,932
52	1977	7,584	13,424	83,902
53	1978	165,164	10,254	71,704
54	1979	44,394	32,128	275,534
55	1980	7,736	14,536	116,179
56	1981	19,563	39,836	184,050
57	1982	14,282	89,872	351,692
58	1983	13,534	23,999	115,415
59	1984	7,985	2,725	23,727
60	1985	58,413	9,094	68,220
61	1986	13,693	34,143	92,309
62	1987	146,957	8,457	60,330
63	1988	2,358	9,421	51,076
元	1989	9,872	11,240	85,475
2	1990	35,257	24,271	125,975
3	1991	734,872	21,363	93,637
4	1992	11,459	1,718	15,461
5	1993	87,240	23,917	71,296
6	1994	21,743	8,131	29,950
7	1995	313,485	4,313	30,005
8	1996	14,899	3,482	17,478
9	1997	9,764	6,735	51,207
10	1998	53,984	22,750	74,835
11	1999	113,074	14,950	68,562
12	2000	21,501	25,506	59,722
13	2001	51,707	3,031	14,074
14	2002	5,455	3,514	14,852
15	2003	18,342	5,519	13,198
16	2004	200,880	43,826	144,326
17	2005	16,503	8,114	22,159
18	2006	16,125	3,115	14,344
19	2007	65,134	2,284	10,939
20	2008	4,516	4,846	31,601
21	2009	15,092	4,528	21,752
22	2010	1,637	2,767	12,233
23	2011	730,699	30,983	55,174
24	2012	12,657	7,883	40,908
25	2013	16,516	7,000	31,711
26	2014	17,396	7,512	19,426
27	2015	6,846	2,930	15,556
28	2016	175,211	2,375	10,528
計		3,518,980	1,156,747	5,392,681
うち平成7年、平成23年を除く		2,474,796	1,121,451	5,307,502

出典：(昭和 42 年～平成 17 年) 総務省統計局 自然災害の発生状況 (昭和37 年～平成17 年)

<http://www.stat.go.jp/data/chouki/29.html>

(平成 18 年～平成 27 年) 総務省統計局「第六十七回日本統計年鑑」

(平成 28 年) 消防庁「地方防災行政の現況 (平成 29 年度)」

6 必要額のシミュレーション

(1) 現行制度を前提としたシミュレーション

① 支給実績によるシミュレーション（平成 19 年度以降の支給実績）

大規模災害にあたる東日本大震災を除いた支給実績により算出する。

◇支給実績（東日本大震災を除く） 年 50 億円

必要額算出

◇支給実績（東日本大震災を除く）

支給見込額（基金ベース） 541 億円 ÷ 11 年 = 49 億円 ⇒ 50 億円

② 災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去 50 年間（1967 年～2016 年）の災害発生状況と、大規模災害の発生も考慮すべきことから明治三陸沖地震（1896 年）以降の大規模地震災害の発生状況を踏まえて算出する。

◇過去 50 年間及び大規模災害の平均 年 60 億円

【解体・大規模半壊比率】

(解体 46,490 世帯 + 大規模半壊 67,802 世帯) ÷ 世帯変換率 1.4
÷ 半壊 344,098 棟 = 0.24

※解体・大規模半壊：被災者生活再建支援制度の実績

※半壊：消防庁報告

【1 世帯あたりの支給額平均（平成 19 年度以降の支給見込に基づく）】

支給見込額 5,119 億円 ÷ 支給世帯 245,457 世帯 = 2,086 (千円/世帯)

【過去 50 年間（平成 7 年、23 年を除く）の対象棟数】

全壊 55,921 棟 + 半壊 198,539 棟 × 解体・大規模半壊比率 0.24
= 103,571 棟

【大規模災害（平均）の対象棟数】

全壊 19,800 棟 + 半壊 14,365 棟 × 解体・大規模半壊比率 0.24
= 23,248 棟

必要額算出

過去 50 年間（平成 7 年、23 年を除く）及び大規模災害の平均の支給推計
対象棟数 103,571 棟 × 支給額平均 2,086 (千円) ÷ 48 年

÷ 基金負担 (1/2) 2 × 世帯変換 1.4 = 32 億円 (a)

対象棟数 23,248 棟 × 支給額平均 2,086 (千円)

÷ 周期 15 年 ÷ 基金負担 (1/2) 2 × 世帯変換 1.4 = 23 億円 (b)

(a+b) 55 億円 ⇒ 60 億円

(2) 制度の拡充を前提としたシミュレーション (その1)

被災者生活再建支援制度は、半壊等は支給対象にしていなかったため、過去の支給実績はない。そのため、その必要額のシミュレーションは、これまでの災害発生状況から試算している。

なお、半壊については過去の災害に関する統計の「半壊」を、一部損壊については過去の災害に関する統計の「一部破損」を前提にしている。

①半壊の災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去50年間(1967年～2016年)の災害発生状況と、大規模災害の発生も考慮すべきことから明治三陸沖地震(1896年)以降の大規模地震災害の発生状況をふまえて算出する。

◇過去50年間及び大規模災害の平均 年 20億円

【過去50年間(1967年～2016年、1995年・2011年を除く)の対象棟数】

半壊 198,540棟 × (1 - 解体・大規模半壊比率 0.24) = 150,890棟

【過去50年間(平成7年、23年を除く)の平均世帯数】

150,890棟 ÷ 48 × 世帯変換率 1.4 = 4,401世帯

【大規模災害(平均)の平均世帯数】

半壊 14,365棟 × (1 - 解体・大規模半壊比率 0.24)

÷ 周期 15年 × 世帯変換率 1.4 = 1,019世帯

【支給額】

大規模半壊の単身世帯で、加算支援金が賃貸の場合、計75万円の支給となるため、それを上回らない額として70万円とする。

必要額算出

【実支給額】

対象世帯 (4,401世帯 + 1,019世帯) × 支給額 700千円

÷ 基金負担(1/2) 2 = 19億円 ⇒ 20億円

②一部損壊の災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去50年間(1967年～2016年)の災害発生状況をふまえて算出する。(なお、明治三陸沖地震(1896年)以降の大規模地震災害に係る一部損壊の数値がない。)

◇過去50年間の災害の平均 年 110億円

[大規模災害が発生した年(1995年・2011年)を除く]

【50年間(1967年～2016年、うち1995年、2011年除く)の対象世帯数】

一部損壊 2,474,796棟 ÷ 48 × 世帯変換率 1.4 = 69,330世帯

必要額算出

【実支給額】

対象世帯 72,182世帯 × 300千円

÷ 基金負担(1/2) 2 = 108億円 ⇒ 110億円

(3) 制度の拡充を前提としたシミュレーション (その2)

上記(2)に加え、床上浸水、床下浸水を対象とした場合の試算を行う。

この試算では、床上浸水は半壊、床下浸水は一部損壊として試算する。

ただし、最終的に罹災証明でどのように判定されるかは分からないため、注意が必要である。

① 床上浸水の災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去50年間(1967年～2016年)の災害発生状況をふまえて算出する。

◇過去50年間の災害の平均 年 110 億円

[大規模災害が発生した年(1995年・2011年)を除く]
【50年間(1967年～2016年、うち1995年、2011年除く)の対象世帯数】
床上浸水 1,121,451 棟 ÷ 48 × 世帯変換率 1.4 = 32,709 世帯

必要額算出

【実支給額】

対象世帯 32,709 世帯 × 700 千円

÷ 基金負担(1/2) 2 = 114 億円 ⇒ 110 億円

② 床下浸水の災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去50年間(1967年～2016年)の災害発生状況をふまえて算出する。

◇過去50年間の災害の平均 年 230 億円

[大規模災害が発生した年(1995年・2011年)を除く]
【50年間(1967年～2016年、うち1995年、2011年除く)の対象世帯数】
一部損壊 5,307,502 棟 ÷ 48 × 世帯変換率 1.4 = 154,802 世帯

必要額算出

【実支給額】

対象世帯 154,802 世帯 × 300 千円

÷ 基金負担(1/2) 2 = 232 億円 ⇒ 230 億円

